

促進区域に係る都道府県基準について

令和 4 年 8 月 1 日

脱炭素社会推進課

環境管理課

委員会の設置の背景

- 京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、2020年2月に「**2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ**」を目指すことを宣言したところ。
- その実現に向けては、地域資源を活用した**再生可能エネルギーの最大限の導入**が不可欠となっている。
- 他方で、再エネの導入の課題としては、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものもある。
- そのため、**再エネの最大限の導入に当たっては、環境保全への配慮や地域との合意形成を前提に、地域共生型の再エネ導入を促進することとし**（≡そうでない事業は除外し）、**それにより再エネに対する社会的受容性の向上を図ることが肝要**。
- そうした考えのもと、本府では、**改正温対法に基づき、促進区域の都道府県の環境配慮基準（市町村が促進区域を設定する際に考慮すべき事項等）の設定を行いたく、本委員会において基準案について御議論いただきたい。**

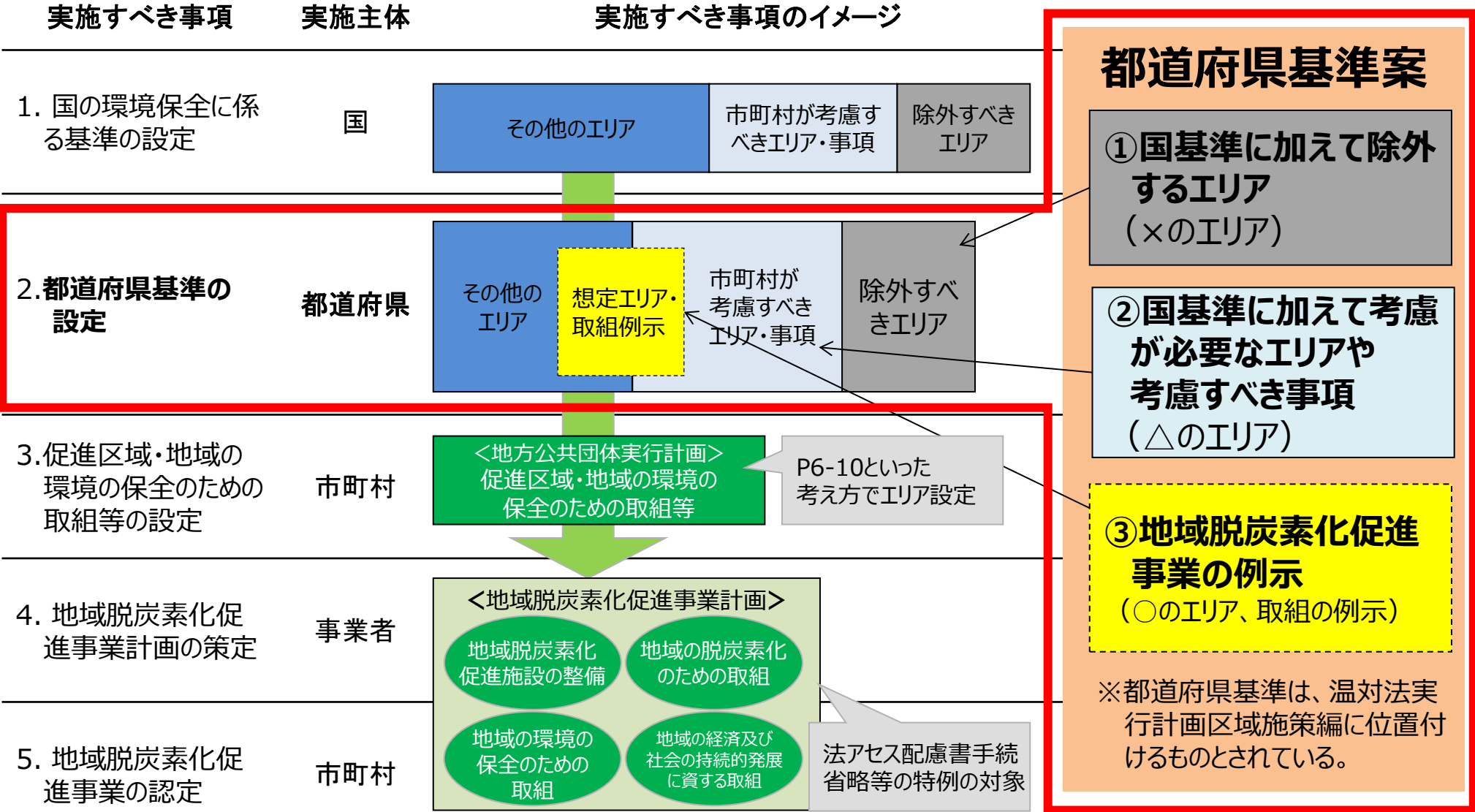
促進区域について

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置。
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定。
- 促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）」は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（以下「法アセス」）の配慮書の手続省略等の特例措置の対象※となる。

※法アセスの配慮書手続の省略は、都道府県基準が設定されている場合に限る。

促進区域の設定・事業認定の流れ

● 促進区域の設定は以下のスキームによる再エネのゾーニングの仕組み。



【参考①】国の基準（促進区域設定に係る環境省令）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P13引用）

国の基準

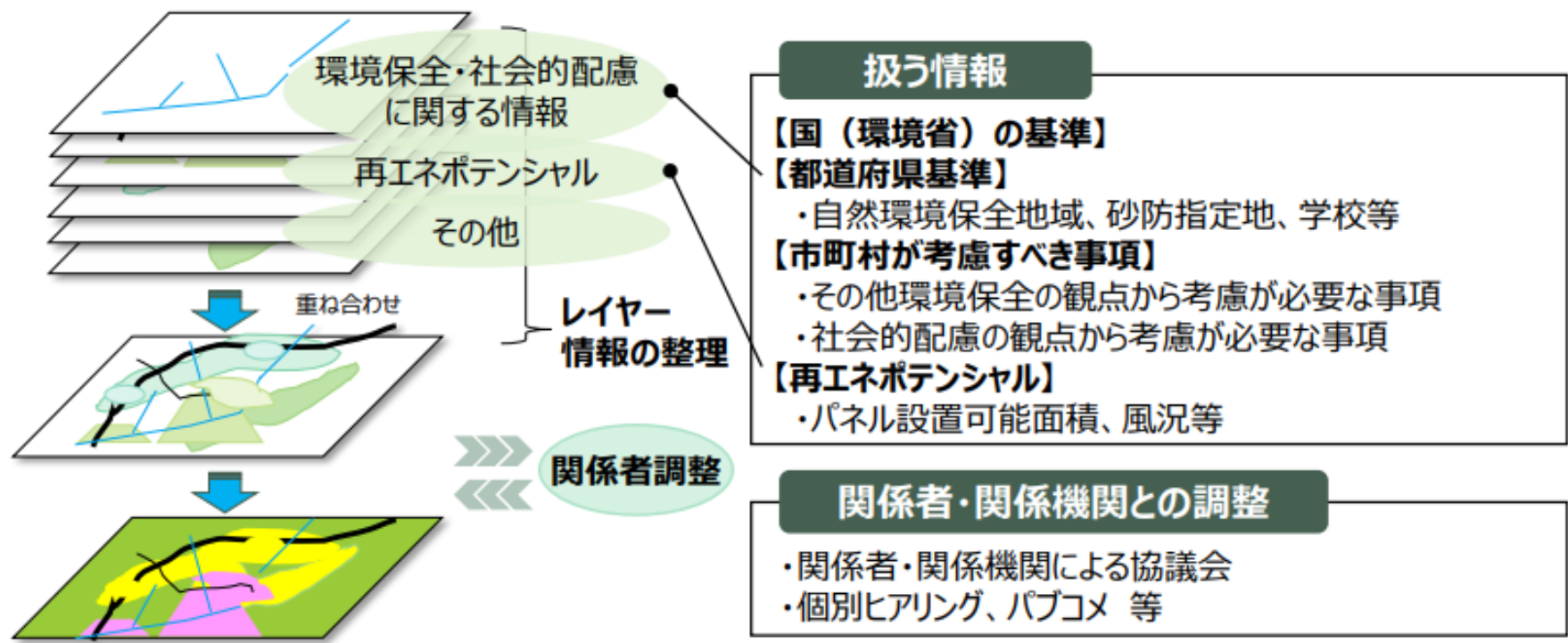
促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 （左表①以外）	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（①）	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
			砂防指定地	砂防法
			地すべり防止区域	地滑防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

【参考②】市町村における促進区域抽出の流れのイメージⅠ（広域的ゾーニング型）

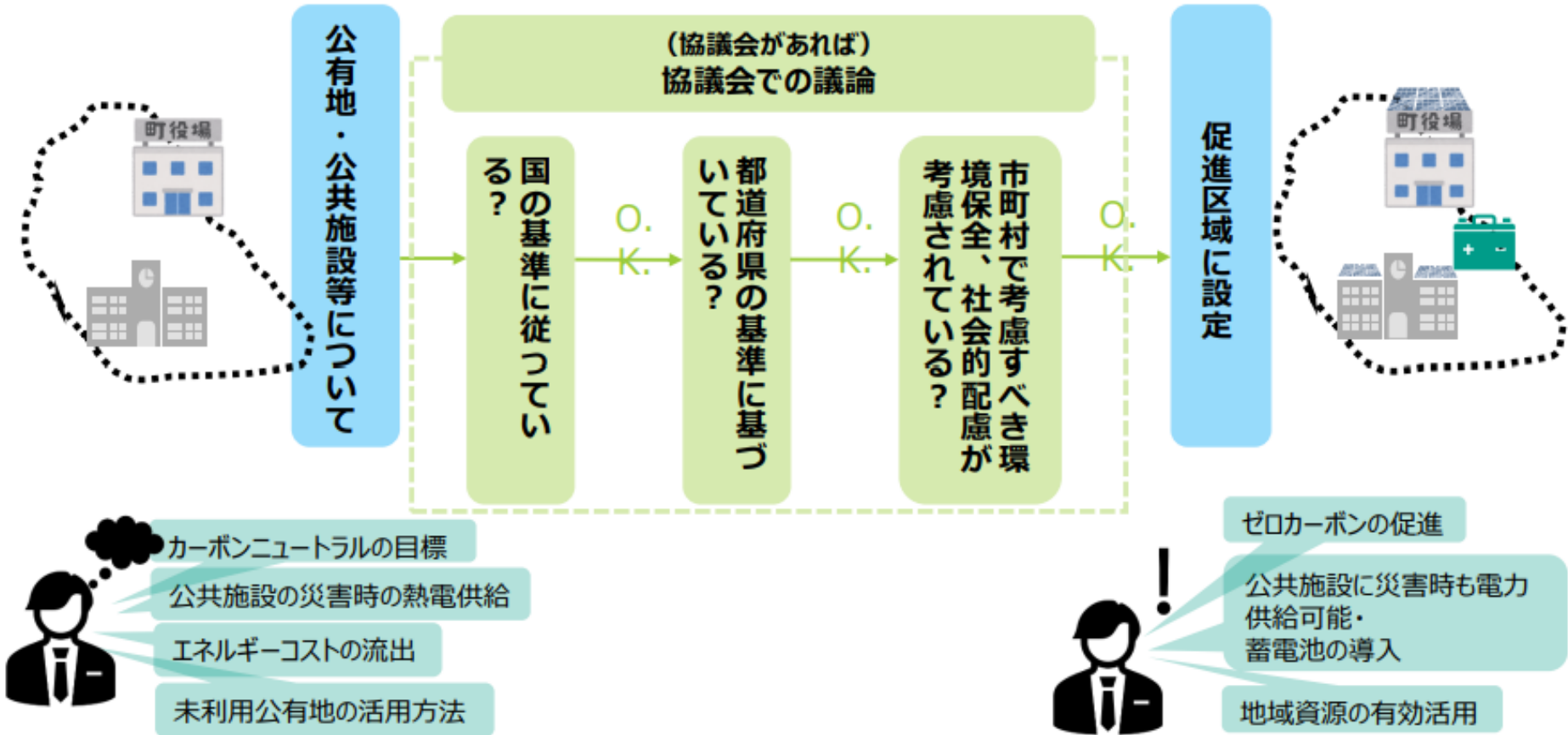
（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P37引用）

- ・ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**です。
- ・ 広域的ゾーニングでは、**市町村全体もしくは一部（広域）を対象**として、国・都道府県基準、市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を**重ね合わせ**ます。
- ・ 関係機関等との調整を踏まえ、再エネ導入に問題の無い適地を**促進区域として設定**します。



【参考③】市町村における促進区域抽出の流れのイメージⅡ（広域的ゾーニング型以外）
（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P38引用）

- まずは短・中期的な再エネ導入促進の観点から、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「**公有地・公共施設**」や「**地区・街区単位**」の洗い出しから始め、段階的に取り組み、**より早期に促進区域を抽出**し、積極的に再エネ導入を図ることも期待されます。



【参考④】市町村における促進区域抽出の流れのイメージⅡ-1（地区・街区指定型）
（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P39引用）

地区・街区指定型

- スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例 宇都宮市（太陽光等）

都市機能の集約

LRTの導入

電気自動車の普及促進

レンタサイクルの利用促進

宇都宮駅東口地区の整備後のイメージ

コージェネレーションシステムの導入

太陽光発電の導入促進

地中熱利用冷暖房システム

災害に強いエネルギーシステム

歩道への植栽

花壇の設置

建物の屋上緑化

【参考⑤】市町村における促進区域抽出の流れのイメージⅡ-2（公有地・公共施設活用型）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P40引用）

公有地・公共施設活用型

- 地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例① 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



参考となり得る事例② 横浜市（太陽光）

小中学校65校を対象に、再エネを地産地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用

【参考⑥】市町村における促進区域抽出の流れのイメージⅡ－３（事業提案型）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第１版） P41引用）

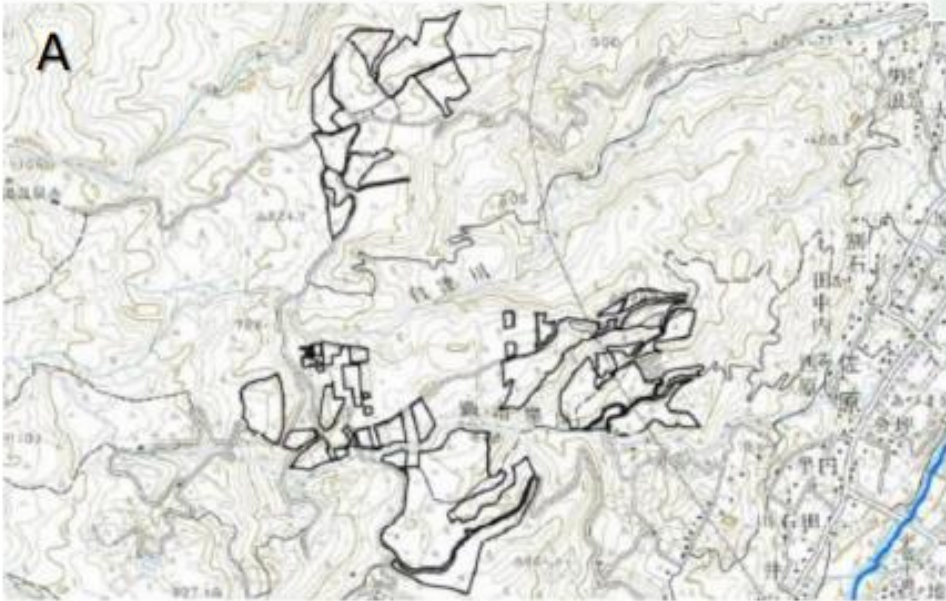
事業提案型

- 民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

参考となり得る事例 福島市（太陽光）

「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」において、民間発電事業者の事業計画主導で、太陽光発電設備の整備を促進する区域を設定

地区	種類	規模	面積
A	太陽光発電	交流約80,000 kW	186ha
B	太陽光発電	交流約29,700 kW	93ha



府が策定する促進区域の設定基準等について

- 改正省令では、再エネ施設の種類毎に以下の環境配慮事項を都道府県基準として定めることとされている。
 - － 促進区域に含めない区域
 - － 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項（配慮すべきエリアや配慮すべき事項）
 - － 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法
- 上記の基準に加えて、市町村が地域脱炭素化促進事業を積極的に促進するためにも、促進区域設定に当たって望ましいエリアや好事例も温対計画に位置付けることとする。
 - － 促進区域として設定を特に推奨するエリア
 - － 地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献することが期待される地域脱炭素化促進事業

【参考⑦】都道府県基準に定める環境配慮事項の一覧

(環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック (第1版) P14引用)

太陽光発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	反射光による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

風力発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	重要な地形及び地質への影響
	土地の安定性への影響
	風車の影による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

【参考⑧】策定する基準の構成イメージⅠ（大規模太陽光発電施設）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P17引用）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林	・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

【参考⑨】策定する基準の構成イメージⅡ（大規模太陽光発電施設）

（環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）P18引用）

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	・ 保全対象施設（学 校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況★	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をX メートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を 講じること。★
水の濁りによる影響	・ 取水施設の状況	・ EADAS ・ A県県民生活課WEB サイト	・ 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	・ 「A県重要地形レッド リスト」に掲載されて いる情報	・ A県自然保護課WEB サイト	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	・ 保全対象施設（学 校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況★	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用する こと、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に 反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	・ 植生自然度の高い 地域	・ EADAS	・ 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在し ている場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事 業計画に反映する場合はこの限りではない。
	・ 特定植物群落 ・ 巨樹・巨木林	・ EADAS ・ EADAS	・ 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 ・ 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ A県レッドリスト	・ 地方環境事務所に 聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種 の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課 に聴取し、促進区域と合わせて示す。

本日御議論いただきたい点

- 府では、以下の3つの考え方で、**太陽光発電設備と風力発電設備に係る基準を策定**することを考えているところ、本日は、以下の論点について、御議論いただきたい。

<基準策定の考え方>

①地域住民にとって安心・安全な再エネの導入促進

促進区域内の再エネ設備による災害リスク等を回避し、府民と共生する安心・安全な再エネ導入の促進を図る。

②京都の豊かな自然・生態系・景観に配慮した再エネの導入促進

京都の豊かな自然環境と共生し、地域特有の景観や伝統文化と調和した再エネ導入の促進を図る。

論点1：今後、除外するエリアや考慮すべきエリア等を検討するに当たって、関係すると思われる区域等を資料4に列記したので、これらについて御意見をいただきたい。

例：「○○地域は除外するエリアにすべき」、「△△区域は指定のレベルに応じて取扱いに差を設けるべき」、「資料4には◆◆地域がないが除外するエリアとして検討すべき」等

③地域社会・地域経済の健全な発展に資する再エネの導入促進

地域経済の発展(雇用創出・事業機会の創出)や地域課題の解決に繋がる再エネ導入の促進を図る。

論点2：再エネポテンシャルの最大限活用及び地域の経済活性化・課題解決の観点等から、積極的に促進区域に位置付けるエリアや、促進事業の認定基準の一つである「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」(実行計画に明記された取組への適合)の例示(参考⑩、⑪)について、御意見をいただきたい。〈いずれも市町村が設定するもの〉

【参考⑩】推奨すべきエリアや地域の経済活性化等への貢献Ⅰ

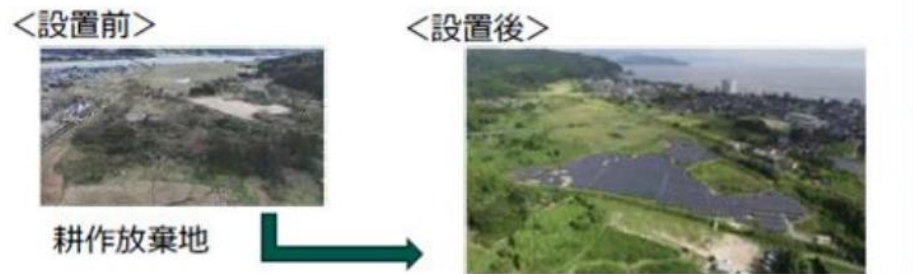
(環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック (第1版) P65等引用)

地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (地域脱炭素化促進事業編) <抜粋>

- 促進区域を設定する場合には、市町村内の再エネのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電については**公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地**を含め、区域内で再エネの導入を促進し得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきです。

参考事例：再エネ事業による地域課題の解決 (宮津市/太陽光)

- ・ 宮津市由良地区の耕作放棄地にメガソーラーを開発することにより、地域への経済波及効果やエネルギーの地産地消が実現しました。
- ・ 事業主体の宮津太陽光発電合同会社に地元会社が出資することで、メガソーラーの開発等によって地域経済に波及効果が及んでいます。
- ・ 調査の段階から地権者洗い出し等で地方公共団体、自治会が協力しました。



出所) オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供

発電所名	所在地	面積 (ha)	出力 (kW)
由良第一太陽光発電所	宮津市 字由良	4.1	1,580
由良北第一太陽光発電所			333
由良北第一太陽光発電所			873
由良北第三太陽光発電所			333
上宮津太陽光発電所	宮津市 字小田	1.8	1,081
宮津市上司太陽光発電所	宮津市 字上司	0.8	748
合 計		6.7	4,948

【参考⑪】推奨すべきエリアや地域の経済活性化等への貢献Ⅱ

(環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック (第1版) P61引用)

- 市町村は、次に示すような取組を地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として位置づけることにより、地域脱炭素化促進事業が、**地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し**、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう促すことができます。

地域経済への貢献



- 域内での安価な再エネの供給や経済循環を推進
- 地元の事業者・金融機関などの参画
- 再エネ導入とセットで産業誘致
- 地元の雇用創出、再エネ事業に係る人材育成、技術の共有



地域における社会課題の解決



- 他の政策分野の課題解決にも活かす取組
 - 再エネの災害用電源としての活用
 - EVシェアリング、グリーンスローモビリティ
 - 収益を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援
- 発電余熱の施設園芸への活用や焼却残渣物の有機肥料としての活用
- 耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
- その他の地域活動の支援

